「クイック〇」の商標登録について

その意義と今後の展開

新潟県協会 藤島由宇

筆者は平成 24 年 12 月 17 日付で「クイック〇」の商標登録を特許庁に出願し、平成 25 年 9 月 27 日に登録されました。その理由や今後の展望についてご説明いたします。

商標登録をした理由

全国どこでやっても同じ品質や方法でクイックOが行われるようにするためです。クイックOをオリエンテーリングの普及のために活用しようとしてくださっても関係者の皆様には制限を設けることになってもまうのです。クイックO」は、あるいはアダプテッド・スポーツとは、あるいはアダプテッド・スポーツとは、込んで打工ンテーリング界外にこそ売りルででいなければならないマテリアルであると考えております。

「商標」と「商品・サービス」はセットで考える

商標を登録する際には、1つの商標を どのような商品やサービスに使用する のかをあらかじめ決めておく必要があ ります。今回の「クイック〇」につい ては、以下のサービス(役務)を指定 しました。下線を引いたものは、特に 重要と考えているものです。

技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、書籍の制作、放送番組の制作、教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)、スポーツの興行の企画・運営又は開催、運動施設の提供、運動用具の貸与、図書の貸与、写真の撮影、カメラの貸与

商標権の効力

右上の図について簡単に説明します。 「クイック〇」という名称で、その 役務(定義を参照)を行う権利を商標 権者は有します(専用権)。

「クイックO」に類似した名称(例 えば「クイックOL」)で、その役務を行 うことはできません(禁止権)。

「クイックO」という名称で、その 役務に類似した役務(例えば坂のある クイックOとは、限られた競技エリア内で極めて単純化された地図とテレインを用いて行われる、1回あたりの走行距離と所要時間が極めて短いオリエンテーリングの方法である。クイックOの実施にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 平らで硬い地面や床で行うこと。
- (2) 同じ形状、大きさの物を特徴物として 1 種類だけ用いてテレインを設計すること。
- (3) 全ての特徴物の間を競技者が通過できること。
- (4) 競技者がスタート地点から全ての特徴物を目視できること。 クイックOの定義

商標権の効力 が及ぶ範囲		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×印の部分には、商標権の効力は及びません。 商標権の効力が及ぶ範囲について(特許庁ウェブより)

場所で行うなど)を行うことはできません(禁止権)。

「クイックO」に類似した名称で、 その役務に類似した役務を行うことも できません(禁止権)。

もし何らかの形でクイック〇を実施したい場合は、その内容が前記の指定役務に該当するかどうかをご判断いただき、もし該当する場合、あるいは不明な場合は商標権者までお問い合わせください。

全く異なる名称で行えるか?

例えば「クイックO」とは全く違う 名称(仮に「ウンボボ」としておきま す)を用いて、しかしその内容はクイ ックOである…というケースがあった としても、商標権者はそれを禁止する 権利を有しません(非類似であるため)。

しかし、A 県では「クイックO」という名称で行われているのに、お隣の B 県では「ウンボボ」という名称で行われたとした場合、いわゆるオリエンテーリング界外の人たちは「なんで同じ

ことをやっているのに名前が違うのだろう?」と不思議に感じるでしょう。

このことがクイック〇、あるいはオリエンテーリングの普及についてどのような影響を与えるのかについては、関係者の皆様には十分に考慮していただきたきますようお願い申し上げます。

お勧めは「練習」です

各クラブや団体が「練習」のメニュて ーとしてクイック〇を行う事に をしてクイック〇を行う事に ないません。従いましているでは をではありません。従いまには をでナーリング界内の皆様に となっただき、からしていたださかっただ。 かりとが技術のいます。 かいと願っては様々なないと を設ける、紙では を設ける、紙では を記がするに がいるでは がいるで、 でいるで、 でいるで、

「体験会」はお勧めしません

逆に、これまで各地で行われていた と思われる、オリエンテーリング大会 などのイベントに併設しての体験会は お勧めしません。参加者が「楽しかっ たね~」という感想だけ残して終わっ てしまうケースが圧倒的だからです。

ですからもし体験会を行うのであれ ば、体験会が行われた場所の近隣で地 域クラブが少なくとも月1回、理想は 毎週1回、定期的にクイック〇なりオ リエンテーリングの練習を行っていて、 「またやりたい」と思ってくれた参加 者にすぐ次の機会を提供できる環境を 整えていただく必要があると考えてい ます。「初心者向けのオリエンテーリン グの機会は、必ずしも大会である必要 は無い」というのが筆者のかねてから の持論です。

2012 年 10 月に新潟県佐渡市で行わ れた「新潟県レクリエーション大会」 ではクイック〇を実施し、多くの地元 の小学生たち楽しんでもらいましたが、 残念ながら佐渡でのオリエンテーリン グの取り組みはそれ以降なく、「もっ とやりたい」と言ってくれた佐渡の子 ども達に残念な思いをさせ続けている ことを今でも申し訳なく感じています。 佐渡にオリエンテーリングクラブがで き、三条 OC のように毎週練習していれ ば、彼らに残念な思いをさせずに済む のです。佐渡での取り組みは、個人的 な将来への課題です。

大会開催はソコソコお勧め

「オリエンテーリング」という言葉 自体は全国的に周知されていますから、 例えば室内陸上のように「室内オリエ ンテーリング大会」という言い方で大 会を開催する手は考えられます。特に 我が新潟県などの降雪地域においては、 冬季間のオリエンテーリングイベント として有効なのではないかと考えてい ます(もちろんスキー〇が行われるの がベストですが、準備が大変です)。

ただし、開催するにしてもそれが「勝 つと凄くて褒められる大会」であるの が望ましいと筆者は考えおり、この「大 会のあり方」については関係者の皆様 と考えて参りたいと思います。

障害者スポーツ/アダプテッ ド・スポーツとしての普及を

スポーツ基本法の制定により、障害 者スポーツに関する基本理念が明確化 されました。→「スポーツは、障害者 が自主的かつ積極的にスポーツを行う ことができるよう、障害の種類及び程 度に応じ必要な配慮をしつつ推進され なければならない。」

事業の内容	商標権者の 許可の要否	お勧め度	
クラブ等での練習	不要	0	
違う名称でのイベント実施	不要	×	
オリエンテーリング等の大会やイベン トに併設しての体験会	必要	Δ	
クイック〇の大会	必要	0	
新しい障害者スポーツ/アダプテッド・スポーツとしての普及	必要	©	

これは文部科学省の施策の一つであ り、その目的は以下の通り示されてい ます。→「各種マニュアル、新しい種 目、用具等の開発や実践研究の実施、 地域における障害者のスポーツ・レク リエーション環境の実態把握等により、 健常者と障害者が一緒に楽しめるスポ ーツ・レクリエーション活動を推進す る。」

筆者はクイック〇を日本で初めて行 った時から、「これはトレイル〇と同 様に車イスの人でもできる」と考えて いました。そして今、まさにクイック Oは文科省の施策に合致するマテリア ル、すなわち健常者と障害者が一緒に 楽しめるスポーツとしての役割を果た すべき時代に突入したと言う事ができ るのです。

なおクイックOは車イス以外の障害 のある人にも、方法をアレンジするこ とで楽しんでもらうことが可能です。 例えば視覚障害者には、各コントロー ルから異なる音を出し、地図も点字を 利用したり凹凸を作ったりすることで 対応できます。あるいは知的障害者向 けにはフリーポイント方式で自由に廻 ってもらう方法が考えられます。また リレー方式にすれば、各チームに健常 者と障害者を含めるようにすることで 一緒に楽しむことができるでしょう。 なお、このように障害の内容や程度、 あるいは年齢に合わせて楽しめるよう に工夫することができるスポーツを 「アダプテッド・スポーツ」(アダプテ ッド=適応させる)と言います。

助成金を得ての活動

障害者スポーツ、アダプテッド・ス ポーツとしてクイック〇の普及を行お うとするとき、各団体から助成金を得 てそれに取り組むことができます。

〇日本レクリエーション協会委託事業

日本レクリエーション協会は平成24 年度から先に述べた文科省施策の事業 委託を受けており、さらに各都道府県 レク協会へ再委託を行っています。ま た平成25年度からは「地域を活用した 学校まるごと子どもの体力向上推進事

業」が開始され、学校を核として子ど もの体力づくりに取り組む活動も行わ れています。新潟県オリエンテーリン グ協会は新潟県レクリエーション協会 の会員であることを活かし、来年度は クイックOを新潟県レク協会に売り込 んで参る予定です。

〇(独法)福祉医療機構〈WAM〉の助成

トレイル〇は数年前からこの助成 (障害者スポーツ支援事業助成) を活 用して、各地で事業を行っています。 クイックOもまた障害者スポーツとし ての側面を持っていますので、これを 「スポーツ基本法の理念や文科省の施 策に合致したスポーツである」という ことをアピールすることで助成金を得 て普及活動を行うことができるものと 筆者は見込んでいます。

なお WAM の助成金は、昨年度は「複 数の団体が連携やネットワーク化によ って実施する事業」については採択を 優遇させる方針を採用しております。

従いまして、もし上記 2 団体に関連 した委託・助成事業を行おうという都 道府県協会等の団体の方は、是非とも 筆者まで問い合わせいただきたく存じ ます。

クイック0の目指すところ

クイックΟを通じて「1人で走ってタ イムを競うスポーツとしてのオリエン テーリング」を周知し、あるいは障害 者の社会参加、子供たちや高齢者の体 力づくり等に貢献しつつ、最終的には、 いわゆる国体の障害者スポーツ版であ る「全国障害者スポーツ大会」での正 式競技入りを大目標として掲げたいと 思います。

(藤島由宇)

<問い合わせ先> 〒955−0022 新潟県三条市上保内丙 87-1 藤島由宇 yu@jo-hoku. net 090-4618-0177 http://www.jo-hoku.net/